

令和2年司法試験合格証書の交付について

合格証書は、以下の手続（郵便での交付）により必ず受領願います。

令和3年2月9日（火）から同月19日（金）までに、表に赤字で「合格証書郵送希望」と記した適宜の封筒に、合格通知書写し（合格通知書面・宛名面の2面）、6か月以内に作成された戸籍抄本又は本籍若しくは国籍の記載のある住民票（以下「戸籍抄本等」という。）及び返信用封筒（角形2号【縦33.2cm、横24.0cm程度】に460円分の郵便切手（簡易書留郵送料）を貼付し、送付先住所、氏名及び郵便番号を明記したものを封入して、司法試験委員会宛てに郵送してください。合格証書の発送は、同月15日（月）から行うことを予定しています。

※ 例年、実施しておりました法務省内合格証書交付所での合格証書の交付につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から検討した結果、実施しないことといたします。

なお、提出された戸籍抄本等は司法試験合格者登録簿の作成のために使用されるものです。返還はしませんので注意願います。

また、本籍・国籍・氏名等の身分事項を変更された方で、司法試験委員会に届出を済ませていない方は、至急、連絡願います（令和2年司法試験受験案内4ページ参照）。

おって、合格通知書・成績通知書は、1月29日（金）に発送する予定です。